令和５年度公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）実施要領

１　趣旨

この要領は、盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱（令和５年告示第123号）第２第２号に規定する公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

２　目的

市が社会的・地域的な課題と考えるテーマに基づき、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市の社会的・地域的課題の解決並びに市民活動団体等及び市の協働を推進することを目的とする。

３　概要

市は、市があらかじめ設定したテーマに基づき市民活動団体等から事業を募集し、その中から公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

４　募集する事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

テーマ１ **地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組** **（市担当課：市長公室　都市戦略室）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 市は、シティプロモーション指針及び推進計画を策定し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、都市としての良好なイメージや知名度（都市ブランド）を高めることにより、盛岡を愛する人を増やし、選ばれる都市となることを目指しています。 今般、ニューヨークタイムズ紙「2023年に行くべき52か所」に選出されたことを受け、評価されたまちの文化と日常に詰まっている魅力を地域や市民とともに発信していくことで、選ばれる都市から選ばれ続ける都市へ変化していくことを目指すものです。
	（事業例） ・地域と地域の魅力をつなぐコンテンツの作成とSNSや動画配信サイトを活用した発信 ・喫茶店や麺など町に根付く文化や歴史的建造物の発信 ・地域の人や文化と触れることができるイベントの実施

テーマ２ **高校生などが地域において学びを得られる機会の提供** **（市担当課：市長公室 都市戦略室）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 第２期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、若者の地元定着に取り組んでいるところですが、転出者が転入者を上回る「転出超過」の状態が続いています。こうした中で、進学や就職などで県外に転出する前に、地域に対する愛着を持つことでＵターンにつながることが期待されています。 こうした背景を踏まえて、若者の愛郷心を涵養し、地元定着促進を目的として、高校生、専門学校生、大学生などが本市における地域課題に触れ、また地域で活動する人々と交流する機会を提供することを目指します。 **（事業例）** ・盛岡という星で　BASE STATIONを活用した高校生の探究活動交流会 ・学生と町内会・商店街・地域の事業者等と連携したイベント等の実施 ・文京区b-lab ・「出張授業カタリ場」プログラム
テーマ３ **震災記憶の風化防止に向けた取組** **（市担当課：総務部 危機管理防災課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 東日本大震災から12年が経過し、市内には約1,000人もの被災された方々が生活を送っています。 これまで、沿岸被災地から市内に転入した方に対する直接的な支援のほか、甚大な被害を受けた沿岸地域に対する後方支援に努めてきたところではありますが、同じ被災県にありながら、内陸部に位置する当市は震災の影響が少かなったことから、震災記憶の風化が懸念されています。 このことから、市民の震災記憶風化防止と、震災の経験から得た教訓を未来に繋ぐための事業を行うものです。 **（事業例）** ・震災の経験から得た教訓を語る市民フォーラム開催事業 ・震災の記憶を、小中学生など次世代に継承する事業 ・被災者とともに行うサロン、ワークショップ
テーマ４ **町内会・自治会のデジタル化を支援する取組** **（市担当課：総務部 情報企画課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 町内会・自治会は地域で様々な活動を行い、地域づくりを担っていますが、役員の担い手不足や高齢化により、会議の開催や会計などの事務の負担が特定の人の偏る傾向にあります。また、新型コロナウィルスの影響により、これまで行ってきた集合による対面でのやり取りや情報共有のために紙の回覧板を回すことなどが避けられるようになった結果、住民同士のコミュニケーションの希薄化などの問題が顕在化するようになりました。 こうした課題を解決するため、町内会・自治会の役員などはデジタルを活用して、「新たな生活様式」に対応できる活動の方法を検討しています。そこで、町内会・自治会のデジタルアドバイザーとなり、デジタルによる活動支援に取り組む事業を募集します。 **（事業例）** ・町内会・自治会におけるデジタルデバイド解消に向けた講座の開催 （地域のデジタルサポートを役員等が習得できる内容の講座など） ・町内会・自治会における地域活動のデジタル化を支援する講座の開催 （LINE等を使った役員同士の連絡手段の習得、電子回覧板の作成・運用に関する講座など）

テーマ５ **ＮＰＯ法人等による町内会・自治会等への課題解決アプローチ** **（市担当課：市民部 市民協働推進課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 盛岡市が令和３年度から実施する「盛岡市地域づくり協働推進計画」において、町内会・自治会は、地域で様々な活動を行い、地域づくりを担っていることから、地域づくりの意欲の醸成には、その組織継続と活性化が肝要であるとしています。しかし、町内会・自治会の多くは、担い手不足や高齢化が著しく、抱えている地域課題に対して、専門知識、活動情報、人材などの支援が求められています。そこで、専門知識等を有するＮＰＯ法人等がアドバイザーとなり、行政と協働で町内会・自治会等の活動への支援に取り組む事業を募集します。 **（事業例）** ・町内会・自治会等との地域課題への対応策を検討するワークショップの開催。 ・町内会・自治会等の運営体制の見直しの支援（アドバイスや成功事例の紹介など）。
テーマ６ **男女共同参画意識形成のための取組** **（市担当課：市民部 男女共同参画推進室）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 性別等に関わらず誰もが尊重され活躍できるまちの実現に向け、自らの生き方について多様な選択を可能とするためには、男女共同参画に関する教育・学習の充実が必要です。特にこれからの社会を築いていく子どもたちを対象とした教育や意識啓発は、子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、将来を見通した自己形成をする上で不可欠です。 そこで、男女共同参画について学びを得られる機会を提供し、関心と理解を深めてもらうための事業を募集します。 **（事業例）** ・小中学生に向けた男女共同参画意識形成のためのリーフレット作成
テーマ７ **盛岡の食文化を盛り上げる取組** **（市担当課：商工労働部 経済企画課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52カ所」に盛岡市が選ばれ、この中で紹介された盛岡三大麺をはじめとした盛岡の食文化にも注目が集まっている。すでに広く知られている食文化のほかにも、盛岡にはこの土地ならではの味があり、業界団体がこれを機に認知度を上げるためのイベント等を企画する動きもみられることから、盛岡の食文化を盛り上げるこれらの取組を応援するもの。 **（事業例）** ・飲食店や小売店等の業界団体が実施する、盛岡ならではの食文化の認知度の向上に資する取組。 ・盛岡三大麺普及協議会がホームページで情報発信をする取組、イベントの実施など ※ただし、実施主体は、同業者等から構成される団体で、非営利の組織に限ります。

テーマ８ **市（いち）を起点とした「街なか」の賑わいの創出** **（市担当課：商工労働部 経済企画課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 「中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」において、盛岡が持つ様々な魅力的な要素をつなぎ、相乗効果を生み出すとともに、街なかの回遊性の向上に向けて、各般の取り組みを行っているほか、令和５年１月には、ニューヨークタイムス紙において、当市が「歩いて回れる珠玉の街」という評価を得ていることから、今後、国内外からの旅行者が増加することが見込まれている状況である。 こうした背景を踏まえ、当市の大きな魅力である「街なかの回遊性」を向上し、当市の魅力をさらに高めていきたいという志を持ち、市（いち）などの街なかの賑わいを創出・再生するためのイベント等を実施する市民等の取り組みを募集し 、その取り組みを後押しすることにより、当該イベント等を起点として「街なか」の回遊性の向上を図るとともに、街なかの賑わいを創出することを目的とします。
	（事業例） ・材木町よ市（材木町商店街エリア、実行委員会形式） ・盛岡駅前 100 縁商店街（盛岡駅前商店街エリア、実行委員会形式） ・八幡ぽんぽこ市（八幡界隈エリア、商店街団体事業形式） ・紺屋町奥州懐道アンチック市（紺屋町エリア、実行委員会形式） ※ただし、実施主体は、規約等で「非営利的組織」であることを明記する者に限ります。
テーマ９ **みんなで地域の移動手段を考えましょう** **（市担当課：建設部 交通政策課）**	**（テーマ設定・募集の意図）** 市は、公共交通空白地区（＊）を解消する移動手段の確保・導入を地域公共交通網形成計画の取組みに掲げています。 公共交通空白地区の地区内や鉄道・路線バスに乗り継ぐ拠点までの交通サービスは、地域が主体になり検討することで、より地域の実態に合った内容になることが期待されます。 地域・交通事業者・行政などの多様な団体・事業者等が協働しながら課題の把握や整理、交通サービスの選択や運行内容を検討し、試験運行を行う取組みを募集するものです。 （＊）公共交通空白地区：鉄道駅を中心に半径800ｍの範囲以外、バス停を中心に半径300ｍの範囲以外
	（事業例） ・地域の調査（例：アンケート、ヒアリング） ・先行事例調査（例：現地調査、説明者招聘） ・勉強会・意見交換会 ・地域に必要な交通サービスと運行内容の検討 ・試験運行 ・取組み内容の広報　など

５　応募要件

(1) 市民を対象とし、かつ市民ニーズが反映された事業であること。

(2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。

(3) 提案する事業が市を含む法人等の補助を受けていないこと。

(4) 提案する事業のテーマを設定した市担当課と、事業の目的や実施内容、役割分担等について、事前に協議を済ませていること。

(5) これまでの選定事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は、通算で３回以内であること。
(6) 令和６年３月22日（金）までに事業を完了すること。

６　応募者の資格

(1) 盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績があり、提案する事業を確実に遂行できる市民活動団体等であること。
(2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
(3) 実施事業のプロセス、効果、課題等について検証した結果を公表することについて同意できること。
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

７　補助対象経費

(1) 提案する事業を実施するために、直接必要な経費。なお、団体の運営経費は対象外とする。
(2) ボランティアとして参加する者の賃金は経費に算入しても構わないが、積算するにあたってはその団体が雇用している臨時職員の賃金の単価を使用すること。
(3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。

８　補助額

補助額は、補助対象経費の５分の４以内とする（その額が50万円を超えるときは、50万円まで）。ただし、補助対象経費が10万円未満の事業については補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の事業については10万円とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

９　応募方法

(1) 応募期限

令和５年５月11日（木）17時（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参又は郵送で提出すること。

ア　補助金交付申請書（様式第１号）
イ　事業計画書（様式第２号）
ウ　収支予算書（様式第３号）
エ　団体の概要（様式第４号）
オ　事業実施に向けたチェックシート（様式第５号）

カ　定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）

キ　前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から１年に満たない場合を除く。）

ク　前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から１年に満たない場合を除く。）

ケ　参考資料（団体のパンフレット等）

(3) 提出先

盛岡市内丸12番２号　盛岡市市民部市民協動推進課協働推進係

(4) その他

ア　応募に要する費用は、応募者の負担とする。

イ　応募書類は、返却しない。

10　選考方法

(1) 応募された事業は、市民協働推進課において書類審査を行う。書類審査の結果は、選考委員会の詳細と併せて、応募者及び協働担当課あて文書にて通知する。

(2) 書類審査で応募要件を満たしていることを確認された事業は、市民協働推進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類及び公開プレゼンテーションを元に審査を行う。選考委員会は５月下旬頃の開催を予定しているが、応募者及び協働担当課は選考委員会に出席すること。
※選考委員会の日程及び審査方法は変更になる可能性あり。

(3) 選考委員会において上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、選定事業及び補助額を決定する。

(4) 補助申請額が予算残額を超える場合は、応募者と協議して補助額を決定する。

(5) 選考委員会の評価が一定の基準に満たない場合は、予算の範囲内であっても補助金交付対象外とする。

11　選考基準

(1) 市民のニーズに合っているか。

(2) 公益的な事業であるか。

(3) 実現性がある事業計画となっているか。

(4) 予算の見積もりは適正か。

(5) 事業実施後の団体の運営に持続性があるか。

(6) 将来的な事業効果が見込めるか。

(7) 独創性のある事業であるか。

(8) 応募者と市が協働することにより相乗効果が期待できるか。

12　関係書類の保管等

選定事業の事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、５年間保管すること。

13　その他

(1)　選定事業を実施するに当たっての詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。なお、選定後に事業内容の一部変更を申し出た場合、当初計画書及び予算書に記載のない事業に係る費用については、原則として補助対象外とする。

(2)　選定事業の事業者は、事業終了後は、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証の上、事業報告書を令和６年３月29日（金）までに市に提出すること。

※選定事業の事業者と市担当課の双方で上記検証を行い、その内容を共有すること。

(3)　市が主催する事例発表会や市公式ホームページ等で、事業の成果などの報告を求めることがあるので協力すること。

(4)　選定事業の実施に際し、「盛岡市市民協働推進事業補助金」を活用した事業であることを公表すること（チラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物、看板、成果物に明記すること。）。